

東京都市計画地区計画の決定（港区決定）

都市計画赤坂一丁目地区地区計画を次のように決定する。

名 称		赤坂一丁目地区地区計画
位 置 ※		港区赤坂一丁目地内
面 積 ※		約 3. 0 h a
地区計画の目標		<p>本地区は、都心に接し、放射 1 号線や補助 1 号線などの幹線道路の交差部と地下鉄溜池山王駅に近接した交通利便性の高い地区である。周辺市街地と繋がる道路交通基盤の整備を図りつつ、駅前ゾーンとして相応しい安全・快適で利便性の高い複合市街地の形成を図る。</p> <p>また、隣接する環状 2 号線地上部の環境軸と連なる、広幅員歩道による緑の軸を創出し、潤いと賑わいのある緑豊かな都市環境の形成を図る。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	<p>1) 道路の整備方針</p> <p>①放射 1 号線と補助 2 号線を結ぶ、東西の主要な自動車ネットワークの軸として、地区幹線道路を拡幅整備する。</p> <p>②街区内のサービス道路としての役割を果たし、歩行者が安全に通行できる歩行空間の確保を行うため、区画道路 1 号を拡幅整備する。</p> <p>③歩道の一部狭小区間を解消し、歩行者空間の安全確保の向上を図るため、区画道路 2 号を一部拡幅整備する。</p> <p>2) その他の公共空地の整備方針</p> <p>①虎ノ門方面への歩行者ネットワークを強化し、駅前ゾーンの拠点性の向上を図るため、溜池山王駅と赤坂一丁目を結ぶ地下鉄連絡通路及び地下鉄連絡広場を整備する。</p> <p>②歩行者ネットワークの結節点として、緑豊かな広場を創出し、歩道状空地 1 号との連携を図る。</p> <p>③広がりや厚みをもった緑あふれる潤いのある並木道を創出するため、歩道状空地 1 号を整備する。</p> <p>④周辺道路と一体となった、敷地内の安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道状空地 2 号を整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>1) 駅前ゾーンに相応しい魅力ある複合市街地の形成を図るために、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の容積率の最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の建築面積の最低限度を定める。</p> <p>2) 建築物の壁面の位置の制限を定めることにより、道路等の公共空間と一体となった歩道状空地を計画し、緑豊かな歩行者空間の形成を図る。</p> <p>3) 駅周辺の魅力を高め、良好な都市景観を形成するため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定める。</p>

再開発等促進区	位置	港区赤坂一丁目地内					
	面積	約3.0ha					
	土地利用に関する基本方針 ※	<p>周辺市街地との調和を図り、地下鉄溜池山王駅前ゾーンの拠点地区として魅力的な複合市街地を形成するとともに、緑豊かな都市環境の形成を図るため、土地利用の基本方針を以下のように定める。</p> <p>1) A地区では、駅前周辺部の拠点性強化のため、業務・商業・居住・文化・交流等の多様な都市機能を導入する。また、都心部の憩いの場となる空間を創出するため緑豊かな並木道とオープンスペースを配置する。</p> <p>2) B地区では、業務・商業を中心とした機能を導入する。また、A地区のオープンスペースと連担する緑化空間を創出し、地区全体と調和のとれた街区形成を図る。</p>					
	主要な公共施設の配置及び規模 ※	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
道路		地区幹線道路	12m	約230m	—	拡幅	
その他の公共空地		地下鉄連絡通路	3.5m	約40m	—	新設	
		地下鉄連絡広場	—	—	約600㎡	新設	
地区整備計画	位置	港区赤坂一丁目地内					
	面積	約3.0ha					
	地区施設の配置及び規模	種類	名称	幅員	延長	面積	備考
		道路※	区画道路1号	10m	約190m	—	拡幅
			区画道路2号	12.5m～13.5m (全幅25.0m)	約50m	—	一部拡幅
		その他の公共空地	広場	—	—	約650㎡	新設
歩道状空地1号			10m	約170m	—	新設	
歩道状空地2号			2m	約330m	—	新設	

地区の区分	名称	A地区	B地区
		面積	約2.5ha
建築物等の用途の制限 ※		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物は建築してはならない。	
建築物の容積率の最高限度 ※		10分の90	
建築物の容積率の最低限度		10分の30	-
建築物の建ぺい率の最高限度		10分の8	-
建築物の敷地面積の最低限度		5,000㎡	3,000㎡
建築物の建築面積の最低限度		500㎡	-
壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱又は門若しくは塀は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。ただし、次の各号に該当する建築物は、この限りでない。 1) 地下鉄連絡広場に接続する階段、エレベーター及びエスカレーターそれに付属する上屋 2) 歩行者の安全性、快適性を確保するために必要な庇、その他これに類するもの	
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限		1) 建築物及び工作物の外観の色彩は、港区景観計画の色彩基準に適合し、周辺環境と調和したものとする。 2) 建築物及び工作物の形態及び意匠は、港区景観計画に適合し、良好な都市景観の形成に資するものとする。	

※は知事同意事項

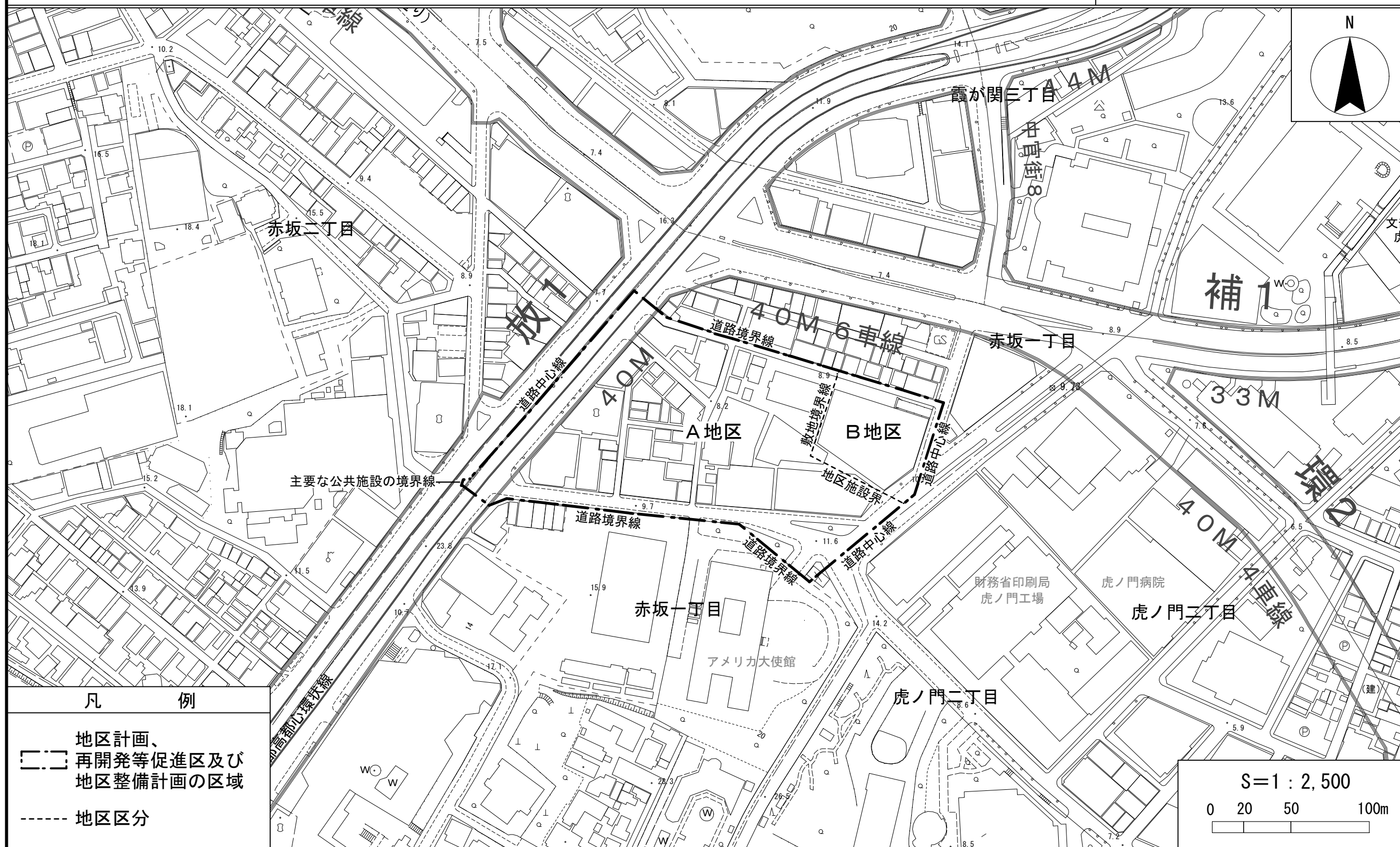
1. 建築物の容積率の最高限度及び最低限度に係る部分については、次の部分を延べ面積に算入しない。
 - 1) 当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分
 - 2) 共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分
 - 3) 建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1m以下にあるものの住宅の用途に供する部分（共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）
2. 容積率の最高限度及び最低限度には、建築基準法第52条第14項第1号に基づく東京都容積率の許可に関する取扱基準（平成16年3月4日15都市建市第282号）II3（1）の用途に供する部分を除くことができる。
「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置、地区の区分並びに壁面の位置の制限は、計画図に示すとおり。」

理由：市街地再開発事業による土地利用転換の動きに併せて、公共施設の整備を図りつつ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、地区計画を決定する。

東京都市計画地区計画
赤坂一丁目地区地区計画

計画図 1

〔港区決定〕

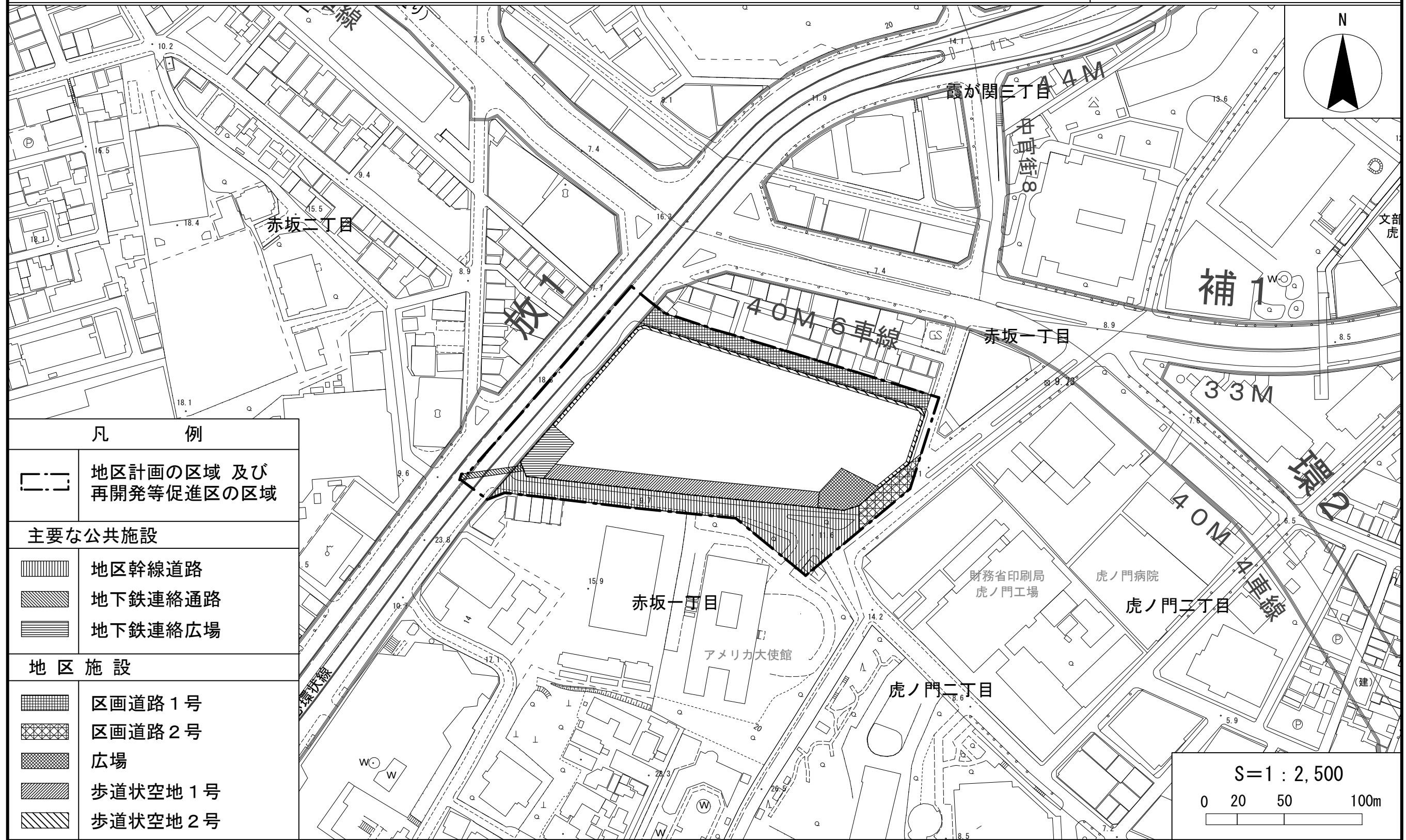


この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京都デジタルマップ(株)が著作権を有している。(承認番号) [22都市基街測 第59号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交 第174号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共許 第005号-10、平成22年7月27日]

東京都市計画地区計画
赤坂一丁目地区地区計画

計画図 2

[港区決定]



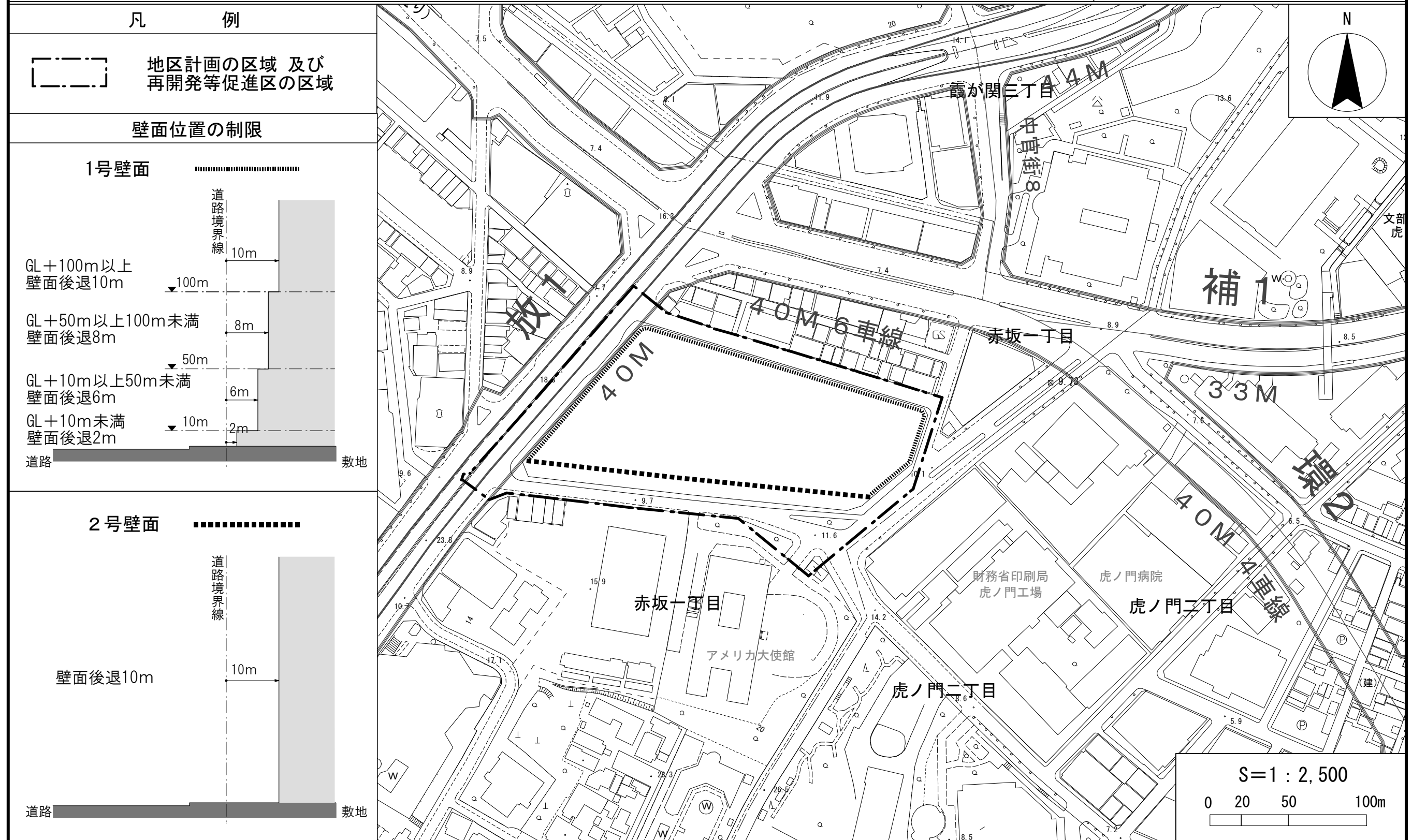
凡 例	
	地区計画の区域 及び 再開発等促進区の区域
主要な公共施設	
	地区幹線道路
	地下鉄連絡通路
	地下鉄連絡広場
地区施設	
	区画道路 1号
	区画道路 2号
	広場
	歩道状空地 1号
	歩道状空地 2号

この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京都デジタルマップ(株)が著作権を有している。(承認番号) [22都市基街測 第59号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交 第174号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共許 第005号-10、平成22年7月27日]

東京都市計画地区計画
赤坂一丁目地区地区計画

計画図 3

[港区決定]



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺1/2,500の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と東京都デジタルマップ(株)が著作権を有している。(承認番号) [22都市基街測 第59号、平成22年7月22日]、(承認番号) [22都市基交 第174号、平成22年7月27日]、(承認番号) [17東デ共許 第005号-10、平成22年7月27日]